

2024（令和6）年11月3日

一般社団法人播磨自然高原クラブ

代表理事 岡庭晋司 殿

一般社団法人播磨自然高原クラブ

理事 山上直也
理事 壺坂哲男
理事 岩田尚子
理事 仁木島清子
理事 丸山哲男
理事 澤清司
理事 岸波敬子
理事 山脇丈一

臨時理事会招集通知

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下『法』という）法第93条及び定款第31条第2項に基づき、次のとおり臨時理事会の招集を通知します。

記

1. 開催日時 2024（令和6）年11月10日 10時00分から
2. 場所 U-SPACE 相生店
(リモートの参加も可)
3. 理事会の目的事項

第1号議案 理事候補者及び監事候補者の公募のこと

社員総会に向けて、定款22条、定款施行規則6条第1項に基づいて、新理事10名以上15名以内及び新監事2名以内の各立候補者を公募する。

- ・公募期間 理事会決議後2週間
- ・立候補届出の書類
立候補届出書 1通
推薦状 10通以上
(立候補届出書及び推薦状の用紙を管理事務所内に用意する)

注) 立候補者の要件は以下のとおり

- (1) 会員歴1年以上の社員又はその配偶者であること

- (2)他の社員10名以上から推薦を受けていること
- (3)社員資格喪失要件に該当する者でないこと

(理由)

現在就任中の理事10名並びに監事2名は、その任期が本年7月末日をもって終了し、現在は法75条が定める新理事及び新監事が選任されるまでの権利義務理事・監事に過ぎません。

第2号議案 社員名簿の確定のこと

1. 社員総会出席社員確定日を 令和6年〇〇月〇〇日とする。
2. 社員総会出席社員確定日までに管理費及び水道料金の未納が2年以上履行のない者、
本年度は令和4年度又はそれ以前の管理費が未納である者(5月1日現在)
水道料金については、督促をしてもなお支払いが2年以上履行がないまたは一部のみ支払いがない者は社員総会出席はできないものとする。

(理由)

定款第8条、第9条、第11条に基づき社員要件を整理したもの。

第3号議案 吉田圭孝弁護士の出席要請(規則16条1項)

同弁護士が担当する次の訴訟について、理事会への出席と説明を求める。

- (1) 令和5年7月31日に再提訴した管理事務所閉鎖を不当行為とする損害賠償請求事件(2100万円)
- (2) 令和2年11月7日社員総会検査役選任による費用149万600円の支払い請求事件
- (3) 損害賠償請求反訴事件 黒兼氏の管理費未納等

(理由)

訴状の進行状況の確認のため。

第4号議案 事務規程第8条の2の追加

管理事務所の掲示板の管理責任者は特命理事とする。

第一ゲート、ごみ置き場、第2ゲートに設置している掲示板の管理責任者は、副代表理事を責任者とする。

(理由)

それぞれの掲示板の管理責任者を明確にするため。

第5号議案 播磨自然高原クラブ事務規程第8条第2項を次のとおり改訂すると共に、第3項を追加する

(現行) 第2項「印章管理責任者は部長とする」

(改訂) 第2項、第1項で印章管理責任者が押印した印章は、押印後すみやかに事務所内で保管するものとする

第3項、印章管理責任者は部長とする。部長が不在の場合は、第3条の総務、経理、高原管理・水道、不動産の各部門の部長に次ぐ地位の者ないし担当部門の最上位の地位にある者とする。

(理由)

現行の事務規程第8条では、印章を押印後の保管場所及び印章の管理責任者の規定が不備なため、これを明らかにする。

第6号議案 岡庭代表理事に対する事務規程第7条所定の印章使用後の金庫内への返還要求

岡庭代表理事は、事務規程第7条所定の印章を押印後は、すみやかに当該印章を高原クラブ事務所の金庫内に戻し、印章管理者の管理下に置くこととされた。

(理由)

岡庭代表は高原クラブ事務規程第7条所定の印章を使用後、直ちに同印章を事務所金庫内に戻さず、個人的に保持している如きです。しかも、上記印章は岡庭氏個人の所有物ではなく、高原クラブの所有する重要な資産であり、これは使用時以外は事務所金庫内で保管すべきものだからです。

第7号議案 播磨自然高原クラブ互選規程の改正のこと

(1) 互選規程第2条第2項及び第3項の削除

第2項：前項（互選実施）の通知は、実施の3日前までに、互選の日時及び場所及び互選されるべき役職及び員数並びに互選資格者の氏名を通知しなければならない。

第3項：前項の規定にかかわらず、互選資格者の全員が承諾すれば、実施通知の後直ちに互選を実施できる。

(2) 互選規程第4条及び第5条の削除

第4条

1. 互選を行う会議の議長は、互選に関する事務を管理するため、互選管理人一人を定めなければならない。
2. 互選管理人には、播磨自然高原クラブの従業員を充てる。

第5条

互選の候補者は、互選の実施に先立ち別紙「互選にかかる誓約書」を提出しなければならない。

(理由)

互選手続を円滑かつ効率的に行うため。

第8号議案 現行の理事会執行部体制を強化、拡充

定款第26条第1項は「副代表理事及び特命理事1名以上を置く」と定めているが、副代表理事を2名、特命理事を2名追加する。

(理由)

現執行部の体制の強化及び拡充をはかるため。

4. 報告事項

1. 岡庭代表の神戸監事の名前を使った差し止め請求について
2. 高原クラブの公告掲示物破棄等について
3. 理事会の開催への執拗な妨害行為について

以 上